

答 申 書

平成 2 4 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

平成 24 年 12 月 27 日

豊田市長
太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会 長 宇 井 銀 之



豊田市国民健康保険税等について（答申）

平成 24 年 6 月 28 日に貴職から諮問を受けた事項のうち、下記のことについて次のおり答申いたします。

記

平成 25 年度・平成 26 年度豊田市国民健康保険税率について

第1 審議経過

当協議会は、平成24年6月28日に貴職から平成25年度・平成26年度豊田市国民健康保険税率について意見を求められた。

(1) 背景

豊田市の財政は、平成25年度当初予算編成方針にあるように、引き続き厳しい状況下におかれている。国民健康保険事業においても、歳出における一般保険給付費は毎年約5%ずつ増加しており、平成25年度には220億円に迫る見込みとなっている。一方、歳入においては、被保険者の所得額がリーマンショック前の76%に止まった状態にあることから、一般被保険者の国民健康保険税の増収は見込めず、平成25年度も80億円を下回る予想をしている。このことから、収納率に改善傾向が見受けられるものの、収支のバランスを保つことは非常に困難な状況にあり、この状態で推移すれば、平成25年度において約16.6億円の不足額が生じる可能性がある。

(2) 内容

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦であり、セーフティーネットとしての役割を持つことを考慮する必要がある。そこで、まず国民健康保険事業財政調整基金から約7億円を繰入れた後に、不足額約9.6億円の1/2程度を税率改正により国民健康保険税で賄い、残りの不足額については、一般会計からの繰入れで対応すべきであるとの意見が大勢を占めた。

ただし、内閣府が「景気はすでに後退局面に入った公算が大きい」との見方を示す状況下においては、被保険者への新たな負担を少しでも軽減することも求められる。そのため、不足額の1/2程度を賄う税率改正を基本とするものの、昨年度、当協議会が答申した一般会計からの公費投入基準(※)の範囲内での更なる繰入れを行うことで、国民健康保険税の上昇を少しでも抑えることを求める意見も出された。

※一般会計からの公費投入基準

被保険者の負担に帰すべきではないと考えられる普通調整交付金不交付分、福祉医療波及分、葬祭費・出産育児一時金分、国民健康保険税減免分の合計金額を公費投入の目安とする。

平成23年10月31日 答申

平成24年4月1日 実施

第2 答申内容

(1) 税率改正の内容

平成25年度・平成26年度豊田市国民健康保険税率については、不足額の1/2程度を税率改正により賄うことを基本とし、その税額並びに引き上げ率は一人当たり平均で、年間約6,000円、6.53%とする。

具体的には、次のとおりである。

- ①医療保険分は、国民健康保険税積算額が国民健康保険税必要額を概ね満たしているため改正しない。
- ②後期高齢支援分は、応能（所得割）と応益（均等割及び平等割）の割合が不均衡であるため、応益部分の均等割を2,400円、平等割を2,100円増額する。
- ③介護保険分は、所得割を0.42%引き上げ、均等割を1,400円、平等割を1,800円増額する。

【医療分年額】

	所得割	均等割	平等割
23・24年度	4.35%	27,300円	23,700円

※25・26年度改正なし

【後期分年額】

	所得割	均等割	平等割
23・24年度	2.05%	3,000円	3,000円
25・26年度	2.05%	5,400円	5,100円
差	0%	+2,400円	+2,100円

【介護分年額】

	所得割	均等割	平等割
23・24年度	1.13%	7,900円	5,400円
25・26年度	1.55%	9,300円	7,200円
差	+0.42%	+1,400円	+1,800円

(2) 改正時期

平成25年4月1日から実施することが適当である。

第3 付帯意見

今回引き上げが実施されれば、その他一般会計繰入金は上限である約15億円を大幅に下回ることができる見込みとなるが、景気が後退局面に入った可能性が示される状況下では、今後、特別会計の財源確保は不透明感を増すこととなる。

従って、単に税率改正の手法のみで国民健康保険財政を持続可能な状態に至らせると考えるのではなく、歳入面における収納対策の着実な実施、歳出面においてはジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の強化及び保健事業の推進により引き続き医療費の上昇抑制に努めるなど、様々な対策を組み合わせることで財政の健全化を図るよう申し添える。